

**初 級**

## **公益法人会計 初級編**

～ 貸借対照表 と 正味財産増減計算書 の仕組み ～

**加藤佑介税理士事務所**

**満喜株式会社**

Ver 2.5.2



## < 目次 >

I. 公益法人会計基準の概要 .....	1
(1) 公益法人会計基準の変遷 .....	1
(2) 公益法人会計基準の関連資料 .....	2
II. 平成20年基準における財務諸表等.....	3
(1) 作成が必要な財務諸表等 .....	3
(2) 貸借対照表 .....	4
(3) 正味財産増減計算書 .....	6
III. 指定正味財産・基本財産・特定資産.....	8
(1) 指定正味財産 .....	8
(2) 基本財産と特定資産 .....	13
IV. 貸借対照表の様式 .....	18
V. 正味財産増減計算書の様式 .....	20



# I. 公益法人会計基準の概要

## (1) 公益法人会計基準の変遷

公益法人会計とは、公益法人の経済的活動に関する情報を記録し報告する手段です。

この報告のために作成される書類を**財務諸表**と呼びます。外部の人間は財務諸表を通じて公益法人の活動を理解しますが、それぞれ独自のやり方で財務諸表を作成するとそのルールを理解するところから始めなければいけません。

そこで、財務諸表の作成方法や様式については共通のルールが定められており、これを「**公益法人会計基準**」と呼びます。この基準は、公益法人を取り巻く経済的・社会的状況の変化や制度の変更により、3回にわたって大きな改正が行われてきました。

- ・ **昭和 52 年基準**（昭和 52 年 3 月 4 日）

公益法人監督事務連絡協議会申合せとして策定

- ・ **昭和 60 年基準**（昭和 60 年 9 月 17 日）

公益法人指導監督連絡会議決定により改正

- ・ **平成 16 年基準**（平成 16 年 10 月 14 日）

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会申合わせとして全面的に改正

主な改正のポイント

- ・ 公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明性）の充実
- ・ 法人の効率性に対する情報の開示
- ・ 法人の受託責任の明確化
- ・ 正味財産増減計算書（フロー式）が主たる財務諸表へ
- ・ 企業会計手法の導入

- ・ **平成 20 年基準**（平成 20 年 4 月 11 日 / 改正令和 2 年 5 月 15 日）

平成 18 年に成立した公益法人制度改革関連三法（認定法、一般法、整備法）を踏まえ、内閣府公益認定等委員会から公表

主な改正のポイント

- ・ 「会計区分」の考え方の導入
- ・ その他表示様式等のマイナーチェンジ

## (2) 公益法人会計基準の関連資料

平成 20 年基準は公益法人会計の基本的なルールを定めたものであるため、実際の経理業務においてはより細かいルールが必要となってきます。

そこで、公益法人を監督する国の機関である内閣府の**公益認定等委員会**や会計の専門家から構成される**日本公認会計士協会**から、実務上で必要となるルールを定めた様々な資料が公表されています。

### ・内閣府公益認定等委員会が公表している資料

- イ) 公益法人会計基準・同注解 (令和 2 年 5 月 15 日)
- ロ) 「公益法人会計基準」の運用指針 (令和 2 年 5 月 15 日)
- ハ) 公益認定等ガイドライン (平成 31 年 3 月改定)
- ニ) 新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ) (令和 4 年 3 月版)
- ホ) 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について (令和 4 年 3 月 28 日)

### ・日本公認会計士協会が公表している資料

- イ) 公益法人会計基準に関する実務指針 (2019 年 3 月 19 日)
- ロ) 公益法人の継続事業の前提について (2020 年 3 月 17 日)
- ハ) 公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト (2019 年 11 月 7 日)

## 参 考

### 非営利組織におけるモデル会計基準の開発

日本公認会計士協会では、公益法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人 (NPO 法人) といった非営利組織の共通的な会計の枠組みを整備する取り組みが進行中です。その中で非営利組織の「**モデル会計基準**」が公表されました。

- ・非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～ (2019 年 7 月 31 日)

公益法人会計基準が改正される際は、このモデル会計基準が参考にされています。他の会計基準の改正・新規開発のタイミングでもこれを参考とすることで、今後、各個別の会計基準の整合性が徐々に高められていくことが期待されています。

## Ⅱ. 平成 20 年基準における財務諸表等

### (1) 作成が必要な財務諸表等

平成 20 年基準において作成が必要とされている財務諸表及びその他の書類（以下、「財務諸表等」と呼びます。）は下表の通りです。本テキストでは、主要な財務諸表である貸借対照表と正味財産増減計算書について解説します。

書 類 名	一般法人	移行法人	公益法人
貸借対照表	○	○	○
貸借対照表内訳表	—	○※1	○※2
正味財産増減計算書	○	○	○
正味財産増減計算書内訳表	—	○	○
キャッシュ・フロー計算書	—	—	○※3
財務諸表に対する注記	○	○	○
附属明細書	○	○	○
財産目録	—	—	○

※1：内訳表の作成に代えて、貸借対照表に実施事業資産を注記する方法も可能

※2：収益事業から生じた利益の 50%超を公益目的事業財産に繰り入れる場合に必要

※3：会計監査人を設置する法人以外は作成不要

#### 用語の説明

##### 一般法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立される法人のこと。実施する事業に制限がなく、登記のみによって法人格を取得することができます。

##### 移行法人

特例民法法人のうち一般法人への移行の登記をした一般法人で、公益目的支出計画が完了していない法人のこと。公益目的支出計画が完了した後は一般法人となります。

##### 公益法人

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により公益性の認定を受けた一般法人のこと。実施する事業に高い公益性が求められる一方で、税制面での優遇措置などを受けることができます。

## (2) 貸借対照表

貸借対照表は、法人の財政状態を報告するための書類です。一定時点におけるすべての資産、負債及び正味財産の残高を対照した表となります。

公益法人会計では、貸借対照表を資産の部、負債の部及び正味財産の部に分け、さらに資産の部を流動資産および固定資産に、負債の部を流動負債および固定負債に、正味財産の部を指定正味財産および一般正味財産に区分します。

### 【貸借対照表のひな型】

資産の部	1. 流動資産 現金預金 …………… 2. 固定資産 (1) 基本財産 投資有価証券 …………… (2) 特定資産 退職給付引当資産 〇〇積立資産 (3) その他固定資産 建物 什器備品 ……………	負債の部	1. 流動負債 未払金 …………… 2. 固定負債 退職給付引当金 ……………
			1. 指定正味財産 国庫補助金 …………… (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 2. 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)

### 用語の説明

**資 産**：一定時点において保有している財産（現金や有価証券、建物、土地など）

**負 債**：将来支払う必要のある財産（借入金や未払金、預り金など）

**正味財産**：資産から負債を差し引いた純資産



<MEMO>

貸借対照表

○1年3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
預金	23,000	未払金	3,000
建物	30,000	退職給付引当金	5,000
		正味財産	45,000
資産の部合計	53,000	負債・正味財産の部合計	53,000

### (3) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書は、一定の会計期間における事業活動の効率性と受託責任を負った財産の増減状況を報告する書類です。

公益法人会計では、正味財産増減計算書を一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分け、さらに一般正味財産増減の部を経常増減の部および経常外増減の部に区分します。

#### 【正味財産増減計算書のひな型】

一般正味財産増減の部
1. 経常増減の部
(1) 経常収益
(2) 経常費用
当期経常増減額
2. 経常外増減の部
(1) 経常外収益
(2) 経常外費用
当期経常外増減額
当期一般正味財産増減額
一般正味財産期首残高
一般正味財産期末残高
指定正味財産増減の部
受取補助金等
一般正味財産への振替額
当期指定正味財産増減額
指定正味財産期首残高
指定正味財産期末残高
正味財産期末残高

#### 用語の説明

**収 益**：法人の事業活動の結果生み出された成果であり、正味財産を増加させる原因となる事実

**費 用**：法人の事業活動の結果犠牲となった努力であり、正味財産を減少させる原因となる事実

<MEMO>

正味財産増減計算書

○1年4月1日 から ○2年3月31日 まで (単位:千円)

科 目	金 額
収益の部	
事業収益	22,000
受取寄附金	10,000
収益合計	32,000
費用の部	
事業費	
給料手当	12,000
消耗品費	8,000
費用合計	20,000
当期正味財産増減額	12,000

### Ⅲ. 指定正味財産・基本財産・特定資産

公益法人会計基準はこれまでに3度の改正が行われてきましたが、その中で最も大きな改正だったのが昭和60年基準から平成16年基準への改正です。

景気の低迷等により利息収入や寄付金収入、会費収入などが減少し、補助金も減少傾向にある中で、公益法人にはより一層効率的な運営が求められることとなりました。

また、一部の公益法人による不祥事が発生し、公益法人の事業活動及び財務の状況をより透明性の高いものにする必要性も生じていました。

その様な社会情勢の中で平成16年基準への改正に盛り込まれたのが「指定正味財産」と「基本財産及び特定資産」です

#### (1) 指定正味財産

公益法人は自らの利益の獲得を目的とせず公の利益のために事業を行っており、その活動の重要な財源となっているのが補助金や寄付金などの対価性のない収入です。

補助金や寄付金を拠出した側（資金提供者）からすれば見返りを求めずに提供した資金が自身の意図通りに使用されているかを確認したいと考えます。逆に公益法人は補助金や寄付金を資金提供者の意思に沿って事業に使用する責任（受託責任）を負い、その使用状況を報告する責任（受託者説明責任）を負っていることとなります。

この受託者説明責任を果たすために設けられたのが「指定正味財産」という区分です。

#### ① 貸借対照表における指定正味財産

下図は財団法人であるA法人の貸借対照表です。

貸借対照表  
○1年3月31日 現在

単位：千円

資産の部		負債の部	
預金	23,000	未払金	3,000
建物	30,000	退職給付引当金	5,000
		正味財産の部	
		正味財産	45,000

この法人が、会員から 30 周年事業（〇2 年 7 月実施予定）のための寄付金 1000 万円を受領したとします。A 法人は寄付を受けた 1000 万円について、30 周年事業のために使うという受託責任を負っていることになります。

この事実を外部へ報告するため、他の正味財産と明確に区別して「**指定正味財産**」として表示します。指定正味財産ではない正味財産を「**一般正味財産**」と呼びます。

これにより、正味財産のうち 1000 万円は受託責任を負っている財産であり、法人が自分の意思で自由に使用できる財産は 4700 万円であることを説明することができます。

**貸借対照表**  
〇2年3月31日 現在

単位：千円

<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
預金	25,000	未払金	3,000
預金(寄附金)	10,000	退職給付引当金	5,000
建物	30,000	<b>正味財産の部</b>	
		<b>指定正味財産</b>	<b>10,000</b>
		一般正味財産	47,000

用語の説明

**指定正味財産**：用途について受託責任を負っている財産

**一般正味財産**：法人の意思で用途を決定できる財産

## ② 正味財産増減計算書における指定正味財産

下図は①の A 法人における○1 年度の正味財産増減計算書になります。

貸借対照表と同様に、指定正味財産増減の部において指定正味財産を区別して表示することで、受託責任を負った財産がどのような原因により増減したのかを説明することができます。

同時に、一般正味財産増減の部において法人の自主財源を使用して行った事業活動により 2200 万円の事業収益と 2000 万円の事業費（給与手当及び委託費）が発生したことを説明しています。

法人の意思で用途を決定できる一般正味財産が、事業活動によりどれくらいの規模でどのような原因によって増減したかを示すことにより、法人の事業活動の効率性を報告しています。

正味財産増減計算書  
○1年4月1日 から ○2年3月31日 まで

単位：千円

I 一般正味財産増減の部		
經常増減の部		
經常収益		
事業収益	22,000	}
經常費用		
事業費	20,000	
給料手当	12,000	
消耗品費	8,000	
当期一般正味財産増減額	2,000	
一般正味財産期首残高	45,000	
一般正味財産期末残高	47,000	
II 指定正味財産増減の部		
受取寄附金	10,000	}
当期指定正味財産増減額	10,000	
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	10,000	
III 正味財産期末残高	57,000	

### ③ 指定正味財産の範囲

財務諸表における指定正味財産の表示方法について見てきましたが、具体的にどのような財産を指定正味財産として計上すればよいのでしょうか。

公益法人会計基準の運用指針及び実務指針においては次のように説明されています。

(「公益法人会計基準」の運用指針7)

#### 7. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

#### i) 「寄付によって受け入れた資産」の寄付の範囲

- ・寄付者等が法人の事業のために資産を寄贈すること
- ・国や地方公共団体からの補助金等も含まれる
- ・低廉譲渡による受贈益も寄付に該当する

#### ii) 「当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合」とは

##### ・用途の制約

寄付された資産の使用方法について制約が課されている場合

例) 30周年事業又は会館の改修に使用が限定された寄付金

##### ・処分の制約

寄付者等に永久的な維持又は一定時点までの維持の意思がある場合

例) 基本財産として永久に維持するために寄付された寄付金

##### ・保有形態の制約

寄付者等が寄付する資産をどのように保有するかについて指定する場合

例) 歴史的に価値がありそのままの形で保有するために寄贈された建物

<MEMO>



## (2) 基本財産と特定資産

貸借対照表において受託者説明責任を果たすため使途に制約のある「指定正味財産」が設けられたことを見てきました。一方で、資産の部においても「指定正味財産がその制約通りに拘束されているか」を説明する必要があります。

また、公益法人は自らの意思によって財産に使途の制約をかける場合もあります。

このような情報を提供するために設けられたのが「基本財産」・「特定資産」という区分です。

### ① 基本財産・特定資産の概要

#### 用語の説明

**基本財産**：法人がその目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産

**特定資産**：特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品および土地、建物等の資産

先ほどの A 法人の貸借対照表をもう一度見てみます。

寄付金として受領した指定正味財産である 1000 万円は、30 周年事業のために使用するという使途の制約があるため、資産の部において「特定資産」として表示します。

これにより、受託責任を負った 1000 万円は他の資産と区別して管理していることを示すことができます。

貸借対照表  
○2年3月31日 現在

単位：千円

資産の部		負債の部	
預金	25,000	未払金	3,000
特定資産	10,000	退職給付引当金	5,000
建物	30,000	正味財産の部	
		指定正味財産	10,000
		一般正味財産	47,000

## ② 基本財産・特定資産の分類と表示

次に、基本財産・特定資産の貸借対照表における分類と表示方法を見ていきます。

公益法人会計特有の分類方法であることから、企業会計における貸借対照表と大きな違いがあります。

### i) 企業会計における資産の分類

企業会計において資産は流動資産と固定資産に分類されます。この分類の判断基準として用いられるのが正常営業循環基準と1年基準です。

まず正常営業循環基準によって資産を分類し、営業活動以外から生じた項目を一年基準によって分類することとしています。

#### 用語の説明

**正常営業循環基準**：営業活動において登場する項目を流動資産とする。

**一年基準**：1年以内に現金化されるものを流動資産とし、それ以外を固定資産とする。

※ 例えば小売業を行っている企業であれば仕入れた商品や売掛金は通常の営業活動において登場するため流動資産となります。一方で、銀行からの借入金や業務に使用するパソコンなどは営業活動において登場するものではありません。

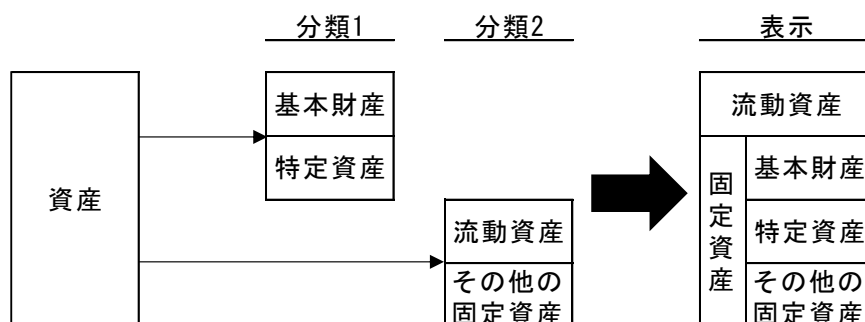
また、預金のうちいつでも引き出せる普通預金は流動資産とされ、3年満期の定期預金は1年以内に引き出せないため固定資産とされます。

### ii) 公益法人会計における資産の分類

公益法人会計においても企業会計と同様の分類を行いますが、その前段階として「基本財産」もしくは「特定資産」に該当するかどうかによる分類を行います。

公益法人が用途、保有、運用方法等に制約のある資産を有している場合には、それが事業活動の中に登場する項目もしくは1年以内に現金化されるものであっても、固定資産の「基本財産」・「特定資産」として表示することになります。

次に、それ以外の項目を企業会計と同じく、正常営業循環基準 → 一年基準 の順に分類していくこととなります。



A法人の貸借対照表を再度見てみます。寄付金として受領した1000万円は普通預金ですが、特定資産であるため固定資産として表示されることになります。

建物は基本財産・特定資産ではなく営業活動以外で登場し、一年以内に現金化されない資産になりますので、その他固定資産として分類・表示されます。

なお、負債の部は企業会計と同じく、正常営業循環基準 → 一年基準 の順に、流動負債・固定負債に分類して表示されます。

**貸借対照表**  
○2年3月31日 現在

単位：千円

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
預金	25,000	未払金	3,000
固定資産		固定負債	
特定資産		退職給付引当金	5,000
30周年事業積立資産	10,000	正味財産の部	
その他固定資産		指定正味財産	10,000
建物	30,000	一般正味財産	47,000

参 考

**特定資産の勘定科目について**

平成20年会計基準注解（注4）3において、金融資産は外観からその目的を特定し難いため、特定資産として保有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって貸借対照表に記載するものとされています。

一方、土地や建物等は、特定資産として保有する場合においても、保有目的を示す独立の科目による必要はないとされています。ただし、独立の科目を使用する必要があると考えられる場合には、当該科目を使用することを妨げません。

### 特定資産の種類

公益法人が特定資産を設定する場合には次のようなケースが考えられます。

イ) 将来の事業の実施、資産の取得等に備えるために設定する

例：〇〇事業積立資産、〇〇周年事業積立資産、減価償却積立資産 等

ロ) 退職金の支払い等将来の支払いに備えるために設定する

例：退職給付引当資産、役員退職慰労引当資産 等

ハ) 寄付者等から使途の制約のある資産を受入れたため設定する

例：(寄付者が使途を制約する場合の) 〇〇事業積立資産  
(建物取得補助金により取得した)建物 等

ニ) 公益法人が特定費用準備費金、資産取得資金を設定する

多くの場合、イ)に該当する場合で、定期提出書類の別表C(4)や別表C(5)における計画について行政庁の承認のある特定資産

なお、上記イ)・ロ)のケースにおいては、次の事項を定めた取扱要領等を作成することが望ましいとされています。

- ・ 目的
- ・ 積立方法
- ・ 目的取崩しの要件
- ・ 目的外取崩しの要件
- ・ 運用方法
- ・ その他

<MEMO>

## IV. 貸借対照表の様式

### ・様式

#### 貸借対照表

○2年3月31日 現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,003,000	1,438,000	▲ 435,000
未収金	50,000	72,000	▲ 22,000
流動資産合計	1,053,000	1,510,000	▲ 457,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	36,000,000	36,000,000	0
基本財産合計	36,000,000	36,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,200,000	3,600,000	600,000
30周年事業積立資産	1,000,000	500,000	500,000
調査研究ソングラム積立資産	240,000	0	240,000
建物建築積立資産	18,900,000	18,000,000	900,000
特定資産合計	24,340,000	22,100,000	2,240,000
(3) その他固定資産			
建物	27,990,000	28,800,000	▲ 810,000
什器備品	810,000	1,020,000	▲ 210,000
その他固定資産合計	28,800,000	29,820,000	▲ 1,020,000
固定資産合計	89,140,000	87,920,000	1,220,000
資産合計	90,193,000	89,430,000	763,000
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	103,600	98,000	5,600
未払消費税等	48,000	42,000	6,000
流動負債合計	151,600	140,000	11,600
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,200,000	3,600,000	600,000
固定負債合計	4,200,000	3,600,000	600,000
負債合計	4,351,600	3,740,000	611,600
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	37,000,000	36,500,000	500,000
指定正味財産合計	37,000,000	36,500,000	500,000
(うち基本財産への充当額)	( 36,000,000 )	( 36,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 1,000,000 )	( 500,000 )	( 500,000 )
2. 一般正味財産	48,841,400	49,190,000	▲ 348,600
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 19,140,000 )	( 18,000,000 )	( 1,140,000 )
正味財産合計	85,841,400	85,690,000	151,400
負債及び正味財産合計	90,193,000	89,430,000	763,000

## ・各区分の内容

### I 資産の部

- 1.流動資産・・・・・・・・現金預金（基本財産及び特定資産を除く）、未収金、立替金、前払金、棚卸資産の他、主に1年以内に資金化若しくは費用化される予定の資産
- 2.固定資産・・・・・・・・基本財産、特定資産及びその他固定資産の3つに区分される。
  - (1) 基本財産・・・・・・・・定款において基本財産として定められた資産
  - (2) 特定資産・・・・・・・・特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約がある資産（1年以内に資金化される予定のものも含む）
  - (3) その他固定資産・・基本財産、特定資産以外の固定資産

### II 負債の部

- 1.流動負債・・・・・・・・未払金、預り金、前受金の他、主に1年以内に支払若しくは収益化される予定の負債
- 2.固定負債・・・・・・・・1年を超えて支払若しくは収益化される予定の負債

### III 正味財産の部

- (基金)・・・・・・・・法人法第131条の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産で法人と拠出者の合意に従い、返済を負うもの
- 1.指定正味財産・・寄付によって受入れた資産で、寄付者等によりその使途に制約が課せられている資産に相当する正味財産
  - 2.一般正味財産・・正味財産の合計から基金及び指定正味財産を控除した額で、法人が自由に使える正味財産

## V. 正味財産増減計算書の様式

### ・様式

正味財産増減計算書  
○1年4月1日 から ○2年3月31日 まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 174,000 ]	[ 170,000 ]	[ 4,000 ]
基本財産受取利息	174,000	170,000	4,000
特定資産受取利息	[ 66,000 ]	[ 65,000 ]	[ 1,000 ]
特定資産受取利息	66,000	65,000	1,000
受取会費	[ 1,112,800 ]	[ 1,103,000 ]	[ 9,800 ]
正会員受取会費	1,112,800	1,103,000	9,800
事業収益	[ 1,484,000 ]	[ 1,884,000 ]	[ ▲ 400,000 ]
調査研究事業収益	1,184,000	1,434,000	▲ 250,000
不動産貸付収益	300,000	450,000	▲ 150,000
受取寄附金	[ 4,000,000 ]	[ 4,000,000 ]	[ 0 ]
受取寄附金	4,000,000	4,000,000	0
経常収益計	6,836,800	7,222,000	▲ 385,200
(2) 経常費用			
事業費	[ 6,306,300 ]	[ 6,078,700 ]	[ 227,600 ]
役員報酬	856,800	714,000	142,800
給料手当	1,440,000	1,400,000	40,000
退職給付費用	480,000	480,000	0
減価償却費	826,500	826,500	0
消耗品費	57,600	60,000	▲ 2,400
修繕費	501,600	497,000	4,600
支払助成金	1,800,000	1,800,000	0
委託費	263,800	223,200	40,600
租税公課	80,000	78,000	2,000
管理費	[ 879,100 ]	[ 842,800 ]	[ 36,300 ]
役員報酬	151,200	126,000	25,200
給料手当	360,000	350,000	10,000
退職給付費用	120,000	120,000	0
会議費	20,000	18,800	1,200
減価償却費	193,500	193,500	0
消耗品費	14,400	15,000	▲ 600
租税公課	20,000	19,500	500
経常費用計	7,185,400	6,921,500	263,900
当期経常増減額	▲ 348,600	300,500	▲ 649,100
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 348,600	300,500	▲ 649,100
一般正味財産期首残高	49,190,000	48,889,500	300,500
一般正味財産期末残高	48,841,400	49,190,000	▲ 348,600
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	[ 500,000 ]	[ 300,000 ]	[ 200,000 ]
受取寄附金	500,000	300,000	200,000
当期指定正味財産増減額	500,000	300,000	200,000
指定正味財産期首残高	36,500,000	36,200,000	300,000
指定正味財産期末残高	37,000,000	36,500,000	500,000
III 正味財産期末残高	85,841,400	85,690,000	151,400



## ・ 各区分の内容

### I 一般正味財産増減の部

#### 1. 経常増減の部・・・毎期の事業活動から経常的に発生する収益・費用を表示

(1) 経常収益・・・事業活動から経常的に発生する収益を原因別に集計したもの

(2) 経常費用・・・事業活動から経常的に発生する費用を原因別に集計したもの  
事業の目的のために要する費用である事業費と、各種の事業を管理するために要する費用である管理費に区分

#### 2. 経常外増減の部・・・臨時的・過年度修正の収益・費用を表示

(1) 経常外収益・・・臨時的に発生した収益や過年度修正益

(2) 経常外費用・・・臨時的に発生した費用や過年度修正損

### II 指定正味財産増減の部

## 参 考

### 経常外増減に属する項目について

(公益法人会計基準 注14)

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期計上的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

